

令和 8 年度「東京都環境影響評価審議会」第 3 回総会

日時：令和 8 年 7 月 28 日（火）午前 10 時 00 分～

形式：対面及びオンラインの併用方式

—— 会 議 次 第 ——

議 事

1 答申

東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）連続立体交差事業

国立都市計画道路 3・3・15 号中新田立川線（国立市谷保～富士見台四丁目間）

建設事業

（仮称）後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業

（仮称）京王重機整備北野工場建替計画

2 受理報告

【審議資料】

資料 1 「東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）連続立体交差事業」
環境影響評価書案について

資料 2 「国立都市計画道路 3・3・15 号中新田立川線（国立市谷保～
富士見台四丁目間）建設事業」環境影響評価書案について

資料 3 「（仮称）後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」環境影響
評価書案について

資料 4 「（仮称）京王重機整備北野工場建替計画」環境影響評価書案に
ついて

資料 5 受理報告

<出席者>

委員	会長	片谷委員
	第一部会長	山下委員
	第二部会長	宗方委員
	安立委員	廣江委員
	尾崎委員	水本委員
	玄委員	森川委員
	袖野委員	保高委員
	高橋委員	横田委員
	羽染委員	渡部委員
	速水委員	渡邊委員

(17 名)

事務局 白石政策調整担当部長
西原アセスメント担当課長
石井アセスメント担当課長

資料 1

令和8年7月28日

東京都環境影響評価審議会
会長 片谷 教孝 殿

東京都環境影響評価審議会
第二部会長 宗方 淳

「東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）連続立体交差事業」に係る環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）連続立体交差事業」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、令和7年10月30日に「東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）連続立体交差事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び事業段階関係市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。なお、事業の実施に当たっては、関係住民や自治体に対し周知・説明を十分に行うこと。

【騒音・振動】

- 1 仮線区間の列車の走行に伴う鉄道騒音・振動及び工事完了後の列車の走行に伴う鉄道振動について、「現況値を大きく上回らないこと」を評価の指標としているが、「大きく」の程度が不明確であり周辺住民に不安を生じさせるおそれがあることから、より明確な指標について検討し、必要に応じて予測・評価の見直しを行うこと。また、周辺住民に対して丁寧な説明を行うこと。
- 2 計画地に近接して保育園や小中学校等の配慮すべき施設が存在しており、工事予定期間も着工から約13年と長期にわたることから、更なる環境保全のための措置を検討し、より一層の騒音・振動の低減に努めること。

【景観】

- 1 「工事の完了後においても主要な景観の構成要素はほとんど変化しない」、「高架化された鉄道は事業区間周辺の街並み景観要素として融合するものと考えられる」とする記載は、地域景観の変化を適切に捉えたものとは言い難い。このため、高架構造物がもたらす景観への影響を適切に考慮した上で、必要に応じて予測・評価を見直すとともに、より具体的な環境保全のための措置を検討すること。
- 2 高架橋についても、駅舎と同様にデザイン、色彩及び形状等に配慮し、周辺環境や地域景観との調和を図るとともに、これらの検討に際しては地域関係者との十分な意見交換に努めること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 7 年 10 月 30 日	評価書案について諮問
審議会	令和 8 年 3 月 26 日	現地視察
部 会	令和 8 年 5 月 20 日	質疑及び審議
公聴会	令和 8 年 6 月 9 日	都民の意見を聴く会
部 会	令和 8 年 6 月 26 日	質疑及び審議
部 会	令和 8 年 7 月 24 日	総括審議
審議会	令和 8 年 7 月 28 日	答申

資料 2

令和 8 年 7 月 28 日

東京都環境影響評価審議会
会 長 片谷 教孝 殿

東京都環境影響評価審議会
第二部会長 宗方 淳

「国立都市計画道路 3・3・15 号中新田立川線（国立市谷保～富士見台四丁目間）建設事業」
に係る環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「国立都市計画道路 3・3・15 号中新田立川線（国立市谷保～富士見台四丁目間）建設事業」に係る環境影響評価書案について

第 1 審議経過

本審議会では、令和 7 年 10 月 30 日に「国立都市計画道路 3・3・15 号中新田立川線（国立市谷保～富士見台四丁目間）建設事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び事業段階関係市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第 2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。なお、事業の実施に当たっては、関係住民や自治体に対し周知・説明を十分に行うこと。

【騒音・振動】

- 1 計画道路は、鉄道立体化が計画されている J R 南武線と立体交差する計画であり、事業範囲の一部が重複している。工事の施行中の建設機械の稼働及び完了後の自動車の走行について、立体交差することによる騒音の影響が懸念されることから、環境保全のための措置を徹底するとともに事業間で連携や調整を図り、近隣住宅や施設への十分な配慮を行うこと。
- 2 建設機械の稼働に伴う騒音について、評価の指標とした勧告基準値を下回っているが、計画道路周辺には住宅等が近接することから、建設機械の配置を詳細に検討するなど、より一層の環境保全のための措置を講じること。

また、工事の完了後の自動車の走行に伴う騒音は、評価の指標とした環境基準値を下回っ

ているものの現況を大きく上回り、その影響が懸念されることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、周辺住民に対して十分な説明を行うこと。

【生物・生態系】

計画道路と矢川との交差部を橋梁構造とすることで矢川の流水部の改変を行わず、矢川の水質及び水生生物の生息・生育環境への影響は小さいとしているが、橋梁部の構造、矢川の水路側壁や法面の撤去範囲などが示されていない。このため、橋梁部の構造等を可能な限り明らかにした上で、矢川の水生生物の生息・生育環境の保全に努めるとともに、必要に応じて更なる環境保全のための措置を講じること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 7 年 10 月 30 日	評価書案について諮問
審議会	令和 8 年 3 月 26 日	現地視察
部 会	令和 8 年 5 月 20 日	質疑及び審議
公聴会	令和 8 年 6 月 4 日	都民の意見を聴く会
部 会	令和 8 年 6 月 26 日	質疑及び審議
部 会	令和 8 年 7 月 24 日	総括審議
審議会	令和 8 年 7 月 28 日	答申

資料 3

令和8年7月28日

東京都環境影響評価審議会
会長 片谷 教孝 殿

東京都環境影響評価審議会
第一部会長 山下 りえ子

「(仮称) 後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「(仮称) 後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、令和7年12月25日に「(仮称) 後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び事業段階関係区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。なお、事業の実施に当たっては、関係住民や自治体に対し周知・説明を十分に行うこと。

【騒音・振動】

工事の施行にあたっては、計画地周辺に盲学校等の配慮すべき施設が存在していることから、安全確保はもとより、周辺に配慮した環境保全のための措置を検討するとともに、騒音・振動の低減に努めること。

【水循環】

雨水流出抑制対策として雨水貯留槽を設置することとしているが、計画地は神田川の外水氾濫区域内に位置しており、過去に氾濫履歴もあることから、透水性舗装等の雨水浸透施設を設置するなど、より一層の環境保全のための措置に努めること。

【風環境】

- 1 風環境の予測結果では、敷地内及びその周辺において、現況より風環境が悪化する地点がみられることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて更なる対策を講じること。
- 2 防風植栽については、主に計画地北側にまとまって配置する計画となっているが、樹木の生育には適切な樹木間隔や日照の確保が必要であることから、防風植栽の機能が十分に発揮されるよう、適切な生育環境の確保に努めること。

【景観】

回遊式庭園である小石川後樂園といった、代表的な眺望地点からの眺望の変化及び圧迫感の変化の程度に関する環境保全のための措置については、具体的な取組みやその効果が示されていないことから、その内容について図示するなどにより、具体的にわかりやすく記載すること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 7 年 12 月 25 日	評価書案について諮問
審議会	令和 8 年 1 月 30 日	現地視察
部 会	令和 8 年 4 月 27 日	質疑及び審議
部 会	令和 8 年 5 月 18 日	質疑及び審議
部 会	令和 8 年 6 月 22 日	質疑及び審議
部 会	令和 8 年 7 月 21 日	総括審議
審議会	令和 8 年 7 月 28 日	答申

※都民の意見を聴く会は、都民からの公述の申し出がなかったため開催されなかった。

資料 4

令和 8 年 7 月 28 日

東京都環境影響評価審議会
会 長 片谷 教孝 殿

東京都環境影響評価審議会
第一部会長 山下 りえ子

「(仮称) 京王重機整備北野工場建替計画」に係る環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「(仮称)京王重機整備北野工場建替計画」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、令和8年1月30日に「(仮称)京王重機整備北野工場建替計画」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、事業段階関係市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。なお、事業の実施に当たっては、関係住民や自治体に対し周知・説明を十分に行うこと。

【騒音・振動】

工事用車両の走行に伴う道路交通騒音は、工事用車両の走行により交通量が増加することで環境基準値を上回る地点があり、また、計画地周辺には住宅や福祉施設等が近接していることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 8 年 1 月 30 日	評価書案について諮問
審議会	令和 8 年 2 月 19 日	現地視察
部 会	令和 8 年 4 月 27 日	質疑及び審議
部 会	令和 8 年 5 月 18 日	質疑及び審議
部 会	令和 8 年 6 月 22 日	質疑及び審議
部 会	令和 8 年 7 月 21 日	総括審議
審議会	令和 8 年 7 月 28 日	答申

※都民の意見を聴く会は、都民からの意見書の提出がなかったため開催されなかった。

受 理 報 告 (7 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環 境 影 響 評 価 書	池袋駅西口地区及び池袋駅直上西地区第一種市街地再開発事業	令和8年6月30日
2 変 更 届	大井町駅周辺広町地区開発	令和8年6月15日
3 着 工 届 (事後調査計画書)	(仮称) グローブライドみらい フィールドプロジェクト	令和8年7月6日

受 理 年 月 日
令和 8 年 6 月 30 日

「池袋駅西口地区及び池袋駅直上西地区第一種市街地再開発事業」
環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連

項 目	環境影響評価書案審査意見書の内容	環境影響評価書の記載内容
騒音・振動	建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動の予測は、A棟及びB、C棟それぞれにおいて解体及び建設工事に分けて行われており、その結果は評価の指標とした勧告基準値と同値又はわずかに下回る値となっている。また、工事期間も長期にわたることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、工事の進捗状況に合わせ、必要に応じて更なる措置を検討すること。	工事の進捗状況に合わせ、必要に応じて更なる措置を実施する等の建設機械に関する環境保全のための措置を追記した。 (本編 165 ページ)
風環境	風環境における環境保全のための措置として、常緑樹を植栽するとしているが、防風植栽に与える日陰等の影響が懸念されることから、防風効果を備え、生育環境に適した樹木の選定等を行うとともに、継続的に防風効果が得られるよう、適切な維持管理を行うこと。また、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて更なる対策を講じること。	継続的に防風効果が得られるよう、適切な維持管理を行う等の風環境に関する環境保全のための措置を追記した。 (本編 225 ページ)